

在ニュージーランド日本国大使館メールマガジン（第12号）

在留邦人の皆さんへ

日頃から、当館の諸活動に御関心をお持ちいただき感謝申し上げます。当館メールマガジン第12号（2016年6月）を配信しますので、御意見・御要望等があれば、隨時お寄せくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1 第24回参議院通常選挙に伴う在外投票の実施について

第24回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票が以下のとおり行われる予定です。

- ・投票期日：6月23日（木）から7月3日（日）（土日含）
- ・投票時間：午前9時30分から午後5時まで（昼休みはありません）
- ・投票場所：当館多目的ホール（Level18, 100 Willis Street, Wellington）
* 土日は当館が入居するビルの正面が閉まりますので、ブルコット通り（Boulcott Street）側の入口から入館ください。
- ・持参すべき書類：（1）在外選挙人証、（2）旅券等の身分証明書（運転免許証でも可）
* ただし、選挙人証と身分証明書との氏名が異なる場合には、選挙人証の氏名が確認できる身分証明書の提示が必要となります。
- ・選挙公報及び候補者情報については、6月22日の公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けますので、御利用ください。また、候補者情報についても、公示後、リンクを設ける予定ですので、御利用ください。
- ・注意：平成27年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際して御注意ください（参議院選挙区の区割りの改訂等について（総務省ホームページ））。

2 国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法案案の成立

6月1日、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（議員立法）」が国会において可決・成立し、公布後6か月以内に施行される予定です。

同法は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は傷害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めたもので、①死亡した国外犯罪被害者の遺族に弔慰金（200万円）を支給すること、②障害等級1級相当の傷害が残った国外犯罪被害者に見舞金（100万円）を支給すること、③施行後の国外犯罪行為による死亡又は傷害に適用すること（遡及適用なし）等が主なポイントです。

3 前婚の解消・取消しの日から起算して100日を経過していない女性を当事者とする

婚姻の届出の取扱いについて

民法の一部を改正する法律（平成28年法律第71号）が2016年6月7日から施行されたことに伴い、医師が作成した「民法第733条2項に該当する旨の証明書」によって、「女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合」又は「女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合」に該当する場合には、届書等の審査の結果、婚姻要件を具备していれば、民法第733条第1項に規定する再婚禁止期間内の婚姻の届出であったとしても、届出を受理することとなりました。

4 今月の月例日本映画会について

夏目漱石の小説「それから」を映画化。定職を持たず、本家から金をもらいながら裕福な生活を送る主人公長井が、友人の妻とともに生きる決意をする。日本アカデミー賞優秀作品賞、優秀監督賞等、受賞。

出演：松田優作、藤谷美和子等

日時： 6月28日(火)及び30日(木) 17:45～(日本紹介DVD上映15分後本編)

場所： Level 18, The Majestic Centre, 100 Willis Street, Wellington

定員： 60名 先着順。☆英語字幕付、入場無料

配給： 東映／1985年公開 上映時間：120分／PG

詳細： <http://www.nz.emb-japan.go.jp>